

3 消 安 第 7 1 2 3 号
3 農 振 第 2 9 0 8 号
3 林 整 生 研 第 3 3 3 号
環 循 適 発 第 2 2 0 3 3 1 1 号
環 自 野 発 第 2 2 0 3 2 8 4 号
令 和 4 年 3 月 3 1 日

都道府県知事 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局 長
農 林 水 産 省 農 村 振 興 局 長
林 野 庁 長 官
環 境 省 環 境 再 生 ・ 資 源 循 環 局 長
環 境 省 自 然 環 境 局 長

豚熱及びアフリカ豚熱に感染し、又は感染したおそれのある野生イノシシの死体等の処理等について

農林水産省及び環境省では、近年の豚熱の野生イノシシでの発生拡大を踏まえ、野生イノシシの狩猟等の捕獲、サーベイランス等の取組について連携して対応している。野生イノシシによる豚熱及びアフリカ豚熱のまん延防止については、生体及び死体からの病原体の拡散を防ぐことが極めて重要であり、野生イノシシの死体等（死体、体液その他の病原体に汚染された可能性があるものをいう。以下同じ。）の処理が極めて重要である。一方で、野生イノシシの死体の処理は困難であることから、その捕獲個体及び死体の取扱いについては、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和元年12月3日環境省・農林水産省公表（令和2年3月改正）。以下「手引き」という。）等を踏まえることとしている。

このような状況の下、野生イノシシにおいて豚熱の感染が更に拡大した場合や近年海外で感染拡大が続いている悪性伝染病であるアフリカ豚熱が我が国の野生イノシシの個体群に侵入した場合には、野生イノシシの死体の更なる増加が懸念されることから、国、都道府県、市町村及び関係者のより一層の連携により、野生イノシシの死体等の処理等に関する対策を強化することが必要である。

については、野生イノシシによる豚熱及びアフリカ豚熱対策の強化を目的の一つとする令和2年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）改正、鳥獣保護管理法（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年10月26日告示）の趣旨や近年の豚熱及びアフリカ豚熱に関する野生イノシシ対策の状況を踏まえ、捕獲個体を除く、野生イノシシの死体等の処理等に当たっては、下記の事項について留意するとともに、各都道府県においては、貴管内市町村に対して周知徹底をお願いする。

記

1. 野生イノシシの死体等の処理方法

- (1) 野生イノシシの死体等について、家畜伝染病予防法第3条の2第1項の規定に基づく豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に基づき対応し、家畜伝染病予防法第23条に定める汚染物品として取り扱うことが必要であると家畜防疫員が判断する場合にあっては、家畜の伝染性疾患のまん延防止等の観点による緊急時の措置であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条の規定にかかわらず、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第30条及び第33条の3の規定に基づき焼却・埋却・消毒等を適切に実施すること。
- (2) 野生イノシシの死体等について、家畜伝染病予防法第23条に定める汚染物品として取り扱わず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄

物処理法」という。)に基づき処理する場合にあっても、豚熱又はアフリカ豚熱の病原体による汚染の可能性は排除できないことから、防疫指針、手引き等を踏まえ、死体の確実な梱包・消毒等の豚熱又はアフリカ豚熱の病原体の拡散防止措置を適切に行い、かつ、周辺的生活環境の保全について十分に留意した上で処理（焼却又は埋立て）を実施すること。

- (3) 生活環境に近接しない場所（森林等）における野生イノシシの死体等の処理に当たって、家畜伝染病予防法第23条に定める汚染物品として取り扱わず、廃棄物処理法に基づき処理する場合には、原則として持ち帰って処理（焼却又は埋立て）を実施するべきである。ただし、やむを得ない場合であって、死体の確実な消毒等の豚熱又はアフリカ豚熱の病原体の拡散防止措置等を適切に行い、かつ、生活環境の保全及び公衆衛生の確保について十分に配慮する限りにおいて、埋置すること等により自然環境下で安全に死体の分解を促すことは、廃棄物処理法第16条により禁止されている不法投棄には当たらないものであること。

2. 野生イノシシの死体等の処理に当たっての留意点

- (1) 野生イノシシの死体等の埋置等により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合、当該埋置等を行った者については、廃棄物処理法第19条の4第1項に規定する措置命令の対象となる場合があること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）及び廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて整備された一般廃棄物処理施設であっても、「廃棄物処理施設の財産処分について」（平成20年10月17日環廃対第081017003号（令和3年3月3日環循適発第2103031号一部改正））記の第2の2の（2）に掲げる要件を満たすものであれば家畜伝染病予防法に基づく汚染物品等の処理を行うことは可能であること。
- (3) 野生イノシシの死体等の処理等の過程においては、防疫指針、手引き等を踏まえ、家畜防疫員、野生鳥獣対策担当職員等の適切な管理の下、病原体の拡散防止措置が適切に図られていれば、防疫上の問題はないこと。
- (4) 野生イノシシの死体等の焼却を廃棄物処理施設で行う場合は、家畜防疫員、野生鳥獣対策担当職員等の管理の下、防疫指針、手引き等を踏まえ、適切に処理されれば、作業従事者等に対する防疫上の問題はないこと。また、野生イノシシの死体等の焼却炉への投入作業等を、家畜防疫員、家畜防疫員に委託された者等、通常の廃棄物焼却施設等における作業従事者以外の者が行うことも想定されることから、あらかじめ、関係者間で協議の上、野生イノシシの死体等の運搬、焼却炉への投入等の作業及び野生イノシシの死体等の適切な焼却のためのマニュアル等を整備し、作業手順等の具体的に定めておくとともに、これに基づく訓練等を実施することが重要であること。

3. 関係部局間の連携強化

家畜伝染病に感染しているおそれのある野生イノシシの死体等を迅速かつ適切に処理するため、家畜衛生、鳥獣対策、林務、廃棄物処理の各関係部局等の連携を強化し、当該死体等を発見した場合の通報窓口、連絡体制、死体等の処理等に関する体制の構築・強化を行うこと。

4. 検査の推進

都道府県は、野生イノシシの死体等について、防疫指針等に基づき、必要な家畜伝染病に関する検査を積極的に実施すること。